経 済 局

(25年度)

監査結果(指摘事項)

改善措置

- 23. 農業用機械施設等整備費補助金について
- (3)野菜・花きパイプハウス緊急設置事業について(指摘)

この補助金の補助対象事業は、間口 5m 以上 パイプ径 20mm 以上 専用ドア付とされている。補助金交付請求書および添付資料を閲覧したところ、農業者 A 氏から申請のあった間口が 4.5m のパイプハウスに対して 343,000 円の補助金が交付されていることが判明した。当該パイプハウスは補助対象事業の要件を満たしていないため、補助されるべきではない。市は今後、農業者 A 氏に対して返還を求めるべきである。

また、担当者に誤って交付された原因について質問したところ、添付書類の見落としとのことであった。補助金の返還請求は、補助金受領者に対して予想外の支出を求めることになるため、市は今後申請書及び添付書類を複数人でチェックを行うなど、単純なミスを防止する体制を整えるべきである。

さらに、この補助金の交付誤りは、包括外部監査において補助金交付請求書および添付書類をサンプルベースで閲覧した結果であることから、市は、この事業を開始した平成23年度と平成24年度の申請書および添付書類を再度チェックし、交付した補助金が要綱にしたがっていることを再確認すべきである。

要綱で規定する要件(補助要件)を満たしていない1棟のパイプハウス設置に係る交付済みの補助金343,000円については、補助金交付決定を取り消し、受領者より平成26年3月25日に返還を受けた。

また、申請者による誤認を防止するため申請書様式(施設設置明細書)に補助要件を明記するとともに、補助金交付の審査の際には、チェックリストを用いて、補助要件や添付書類の確認を、担当・副担当による複数人でチェックを行うこととした。

なお、平成23年度及び平成24年度の申請書及び添付書類を再度チェックしたところ、本案件以外のものについては、交付した補助金が要綱にしたがっていることを確認した。